

安全データシート

1. 化学品および会社情報

製品名	: NCCカッティングオイル M1010
会社名	: 株式会社ニコテック オイルセンター 技術グループ
住所	: 神奈川県伊勢原市石田200
お問い合わせ先	: TEL:0463-96-3290
および緊急連絡先	: FAX:0463-96-3261
推奨用途	: 水溶性切研削油剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

急性毒性(吸入:ミスト)	区分4
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2B
呼吸器感作性	区分1
皮膚感作性	区分1
発がん性	区分2
生殖毒性	区分1A
特定標的臓器/全身毒性(単回ばく露)	区分2(肝臓)
特定標的臓器/全身毒性(反復ばく露)	区分2(気道)
水生環境有害性・急性	区分2
水生環境有害性・慢性	区分3

ラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語	: 危険	
危険有害性情報	皮膚および眼刺激	H315+H320
	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ	H317
	吸入すると有害	H332
	吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ	H334
	発がんのおそれの疑い	H351
	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ	H360
	肝臓の障害のおそれ	H371
	長期にわたる又は反復ばく露による気道の障害のおそれ	H373
	水生生物に毒性	H401
長期継続的影響により水生生物に有害	H412	
注意書き	【安全対策】	
	使用前に取扱説明書入手すること。	P201
	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。	P202
	ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。	P260
	取扱い後は手をよく洗うこと。	P264

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。	P270
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。	P271
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。	P272
環境への放出を避けること。	P273
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。	P280
【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。	P284

【救急処置】

皮膚に付着した場合：多量の水と石けん(鹼)で洗うこと。	P302+P352
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。	P304+P340
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	P305+P351+P338
ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当を受けること。	P308+P313
気分が悪いときは、医師の診断／手当を受けること。	P314
皮膚刺激または発しん(疹)が生じた場合：医師の診断／手当を受けること。	P333+P313
眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当を受けること。	P337+P313
呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。	P342+P311
汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。	P362+P364

【保管】

施錠して保管すること。	P405
-------------	------

【廃棄】

内容物／容器を規則に従って廃棄すること。	P501
----------------------	------

3. 組成、成分情報

物質

単一製品・混合物の区別	：	混合物	
化学名又は一般名	：	アルカノールアミン、潤滑油添加剤、水	
化学式	：	特定できない	
成分および含有量	：	潤滑油基油	65～75質量%
		ジエタノールアミン	5質量%未満
		N, N-ジシクロヘキシルアミン	4.7質量%未満
		潤滑油添加剤	15～25質量%以下
		水	1～10質量%

4. 応急措置

吸入した場合	：	新鮮な空気のある場所に移し、水でよく口の中をうがいさせる。身体を毛布などでおい、保温して安静に保ち、直ちに医師に連絡する。
皮膚に付着した場合	：	水と石鹸で付着した部分を洗う。汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の診断/手当を受けること。
目に入った場合	：	直ちに清浄な水で最低15分間、目を洗浄し、コンタクトレンズを着用している場合は外す。その後も洗浄を続ける。刺激が続く場合は医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	：	無理に吐かせないで、直ちに医師に連絡すること。 口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗う。
予想される急性症状および遅発性症状並びに最も重要な兆候および症状	：	飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。 眼に入ると炎症を起こす可能性がある。 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 消火に棒状の水を用いてはならない。
- 特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、または毒性のガスを発生するおそれがある。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合は、容器を破損しないように注水し、冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を絶つ。
初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。
周囲の設備などに散水して冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業は保護メガネ、保護衣、状況によっては呼吸保護具を着用して、風上から行う。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具
および緊急時措置 : 皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないこと。
- 環境に対する注意事項 : 土壌の汚染、水質汚濁に繋がるので、可能な限り回収する。
環境中に放出してはならない。
- 封じ込めおよび浄化の方法・機材 : 周囲の着火源を取り除く。
少量の場合：土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、更にウエス等で完全に拭き取る。
大量の場合：盛土で囲って拡散防止をはかってから、掃き集め空容器に回収後安全な場所にて処理する。処理後は大量の水で洗いながす。この場合、濃厚排水が河川等の公共水路に流入しない様に注意する。
作業の際には必ず保護具を着用する。
- 二次災害の防止策 : すべての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取り扱いおよび保管上の注意

- 取り扱い
技術的対策 : 油類が残存している機械設備などを修理する場合は、静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性の物を使用する。
石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため、換気および火気などへの注意が必要である。
常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意すること。
油類が残存している機械設備などを修理する場合は、安全な場所において油類を完全に除去してから行うこと。
皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないこと。
容器から取り出すときはポンプなどを使用すること。
細管を用いて口で吸い上げてはならない。

局所排気装置・全体換気 接触回避 安全取り扱い注意事項	<p>容器を溶接・加熱・穴あけまたは切断しないこと。爆発を伴って残留物が発火することがある。</p> <p>: 8. 暴露防止および保護措置を参照。</p> <p>: 10. 安定性および反応性を参照。</p> <p>: 使用前に取り扱い説明書を入手すること。</p> <p>すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。</p> <p>使用する際は製品カタログを参照し、希釈倍率を確認の上、水に希釈して使用する。</p> <p>本品にはエタノールアミンが含まれているので、亜硝酸塩を含む防錆剤等と混同使用しないこと。</p> <p>火気注意。</p> <p>取り扱い後はよく手を洗うこと。</p> <p>屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。</p> <p>この製品を使用するときに飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>空容器に圧力をかけないこと。圧力をかけると破裂することがある。</p> <p>飲まないこと。</p> <p>子供の手の届かない所に置く。</p>
保管	
技術的対策	: 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。 容器は必ず密栓すること。
混触禁止物質	: 10. 安定性および反応性を参照。
保管条件	: 換気の良い場所に保管する。 直射日光を避け保管する。 酸化剤から離して保管する。
容器包装材料	: 別の容器に差し替えるときは、金属又はガラス容器を使用すること。樹脂容器は種類により、溶解することがある。

8. 暴露防止および保護措置

管理濃度	: 規定なし (作業環境評価基準:平成21年厚生労働省告示第194/195号)
許容濃度(ばく露限界、生物学的ばく露指標)	
日本産衛学会(2008年度版)	: 3mg/m ³ (鉱油ミスト)
ACGIH(2008年度版)	: TWA 5mg/m ³ (鉱油ミスト) TWA 2mg/m ³ (ジエタノールアミン)
設備対策	: ミストおよび蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。取り扱い場所近辺に、洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 高温工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
保護具	
呼吸器の保護具	: 適切な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	: 必要に応じて耐油性保護手袋を着用する。
眼の保護具	: 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
皮膚および身体の保護具	: 必要に応じて適切な保護衣、保護面を使用すること。
衛生対策	: 取り扱い後はよく手を洗うこと。 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。 作業中は飲食、喫煙はしない。

9. 物理的および化学的性質

形状	: 液体
色	: 褐色透明
臭い	: 微かなアミン臭
pH	: 10.6 (20倍希釈)
融点・凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: なし
爆発範囲(爆発限界)	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度(空気=1)	: データなし
比重(密度)	: 0.892 g/cm ³ (15°C)
溶解度	: 水に均一に溶解(乳化分散)
n-オクターノール/水分分配係数	: データなし
自然発火温度	: データなし
揮発性	: なし(常温)

10. 安定性および反応性

安定性	: 通常の条件では安定
危険有害反応可能性	: 強酸化剤、強酸、と反応する。 亜硝酸と結合して、動物実験で発がん性が立証されているニトロソアミンを生ずる。
避けるべき条件	: データなし (通常の使用では危険な反応なし)
混触危険物質	: 強酸化剤、強酸
危険有害な分解生成物	: 燃焼などにより、窒素酸化物などの有害ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性	
経口	: 急性毒性(経口)に区分する情報はない。
経皮	: 急性毒性(経口)に区分する情報はない。
吸入	: 混合物の分類方法にもとづき混合物として区分4とした。
皮膚腐食性/刺激性	: 混合物の分類方法にもとづき混合物として区分2とした。
眼に対する重篤な損傷性/ 眼刺激性	: 混合物の分類方法にもとづき混合物として区分2Bとした。
呼吸器感受性	: 混合物の分類方法にもとづき混合物として区分1とした。
皮膚感受性	: 混合物の分類方法にもとづき混合物として区分1とした。
生殖細胞変異原性	: 混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。
発がん性	: 混合物の分類方法にもとづき混合物として区分2とした。
生殖毒性	: 混合物の分類方法にもとづき混合物として区分1Aとした。

特定標的臓器/全身毒性 : 混合物の分類方法にもとづき特定標的臓器/全身毒性

(単回ばく露)	(単回ばく露) 区分2(臓器(肝臓)の障害のおそれ)に分類される。
特定標的臓器／全身毒性 (反復ばく露)	: 混合物の分類方法にもとづき特定標的臓器／全身毒性(反復ばく露) 区分2(長期または反復暴露による臓器(気道)の障害のおそれ)に分類される。
吸引性呼吸器有害性	: 混合物の分類方法にもとづき分類できないとした。

12. 環境影響情報

生態毒性	水生環境有害性(急性)	: 混合物の分類方法にもとづき混合物として区分2とした。
	水生環境有害性(慢性)	: 混合物の分類方法にもとづき混合物として区分3とした。
残留性・分解性		: 情報なし
生態蓄積性		: 情報なし
土壌中の移動性		: 情報なし
他の有害影響		: 情報なし
環境基準		: 情報なし

13. 廃棄上の注意

廃棄方法	: 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 投棄禁止。 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害をおよぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処理をすること。空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。
------	--

14. 輸送上の注意

国際規制	
国連分類	: 該当しない
国内規制	
陸上	: 消防法 非危険物
海上	: 船舶安全法 非危険物 個別運送およびばら積み運送において
航空	: 航空法 非危険物
特別の安全対策	: 輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積込、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法	: 通知対象物・表示対象物 (政令番号 第168号 鉱油) 含有量 65～75質量% (政令番号 第219号 ジェタノールアミン) 含有量 5質量%未満
化学物質排出管理促進法	: 第一種指定化学物質 (政令番号 第188号 N, N-ジシクロヘキシルアミン) 含有量 4.7質量%未満
毒物および劇物取締法	: 該当しない
消防法	: 非危険物
水質汚濁防止法	: 油分排出規制(5mg/L 許容濃度) ノルマルヘキサン抽出分として検出される
海洋汚染防止法	: 油分排出規制(原則禁止)
下水道法	: 鉱油類排出規制
廃棄物の処理および清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制(拡散、排出の禁止)

16. その他の情報

引用文献等	: 1) 日本産業衛生学会許容濃度等の勧告(OELs) 2) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices. (ACGIH) 3) (独)製品評価技術基盤機構(NITE) 4) 原料SDS情報
-------	--

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意してください。

この製品安全データシートは、当社の製品を適正にご使用いただくために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の取り扱いを対象としたものです。

本製品は、この製品安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱ってください。

ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もするものではありません。また、法令の改正および新しい知見に基づいて改訂されることがあります。

—
—